

被害者支援活動と犯罪被害給付制度について

苫小牧警察署 ☎0144-35-0110

被害相談窓口

警察では、事件や事故の被害に遭った方や家庭内暴力、ストーカー、お子さんのいじめ問題などで悩んでいる方などから相談を受け付けています。

また、事件や事故による傷がいやされず悩んでいる方のために、民間被害者相談窓口のカウンセラーがあなたのお話をお聞きます。

■警察相談電話

□被害者相談
・性犯罪被害110番 ☎0120-756-310
・暴力相談電話 011-222-0200

□一般相談
・専用電話 #9110
・札幌 011-241-9110

■民間被害者相談電話

・北海道被害者相談室 011-232-8740
・苫小牧地区被害者相談室 0144-37-7830
・(財)北海道暴力追放センター ☎0120-210-490
・北海道交通安全活動推進センター 011-233-2543
・日本司法支援センター (トラブル解決関係) 0570-078374 (犯罪被害関係) 0570-079714

犯罪被害給付制度

犯罪被害給付制度は、不慮の犯罪行為によって亡くなられた被害者の遺族の方や、障害が残ったり一定の要件に該当する重傷病を負った被害者の方々に、国が給付金を支給し、その精神的・経済的打撃の緩和を図ろうとする制度です。

給付金を受けるための条件や手続きなどは法令で細かく定められていますので、詳しい内容については苫小牧警察署にお問い合わせください。

平成21年度胆振東部消防組合職員採用資格試験 (追加募集)

平成21年度胆振東部消防組合消防職員採用資格試験 (追加募集) を次により行います。

■採用年月日 平成21年4月1日
■採用人員 消防職員3人
(うち救急救命士有資格者1人)

■受験資格

①高等学校卒業以上 (大学、短期大学、専門学校を含む) で、昭和58年4月2日以降に生まれ、平成21年3月31日までに普通自動車免許を取得でき、採用後において勤務地に居住できる方。

※救急救命士に応募する方は、救急救命士国家資格を既に取得済みの方。

②その他 (身長160cm以上・体重50kg以上・胸囲は身長 \times 2分の1以上・視力は両眼とも裸眼0.5以上・色覚および聴力が正常で、身体強健な方)

■試験の方法

(第1次試験)
高校卒は、教養試験、適性試験および作文試験
大学卒は、教養試験および論文試験

■試験日・会場および合格発表 (第1次試験)

期日 12月14日 (日)
会場 厚真町総合福祉センター
(厚真町京町120番地 ☎27-2321)
合格発表 12月下旬 (予定)、合格者本人へ通知します。

■受験手続きおよび受付期間

①提出書類等
・試験申込書 (消防本部総務課で11月1日から受付します。郵送を希望する場合は、郵送先住所、氏名を記入の上、120円分の郵便切手を同封し

てください)
・履歴書 (市販の用紙に自筆で記入し、写真を貼付してください)
・写真1枚 (受験票貼付用として、縦6 \times 横4.5 \times 最近6カ月以内に無帽で上半身を写したものの。履歴書用とは別に必要です)
・学業成績証明書
・卒業証明書 (または卒業見込み証明書)
・自動車運転免許証の写し
・救急救命士に応募する方は、救急救命士免許証の写し
・返信用封筒1通 (長3号封筒に、本人の住所および氏名を記入し、80円切手を貼付してください)

②受付期間 11月7日 (金) から11月21日 (金) まで午前9時から午後5時まで受け付けます。(土曜日・日曜日は除く)
郵送の場合は、11月21日の消印があるものまで有効です。

■受け付けおよび問い合わせ先

胆振東部消防組合消防本部 総務課
☎059-1604 厚真町錦町47番地の2
☎26-7100



乳幼児等医療給付事業の助成対象について

役場保健福祉課健康推進グループ

10月から小学生の入院費を助成しています!

北海道では、市町村が行う乳幼児等への医療費助成事業に対して補助事業を実施していますが、この補助事業対象者を、平成20年10月から、これまでの就学前の乳幼児の入院・通院医療費に加えて、新たに小学生の入院医療費まで助成対象を拡大しました。

これに伴い、厚真町においても対象者の拡大を行いました。

①拡大された対象者など

拡大された対象者	助成の対象となる医療費の範囲
・小学1年生～6年生 ※12歳に達する日の属する年度末まで	・入院 ・訪問看護

対象者の自己負担の内容

・町民税非課税世帯または世帯全員の年間所得の合計が240万円以下の世帯は初診時一部負担金だけ
・世帯全員の年間所得の合計が240万円を超える世帯は1割負担 (月額上限: 44,400円)

②手続きする期間

平成20年10月1日以降の診療分から

③手続きの方法

医療費の助成を受けるには、事前に「乳幼児等医療費受給者証」の交付を受けることが必要ですので、印鑑と健康保険証をお持ちになり役場保健福祉課健康推進グループ (総合ケアセンターゆくり内) で受給者証の交付申請をしてください。

就学前乳幼児の医療費の助成を拡大しました!

厚真町では、平成20年10月からすべての就学前乳幼児の自己負担が入院、通院とも初診時一部負担金だけとなりました (北海道の助成事業をさらに拡大し、負担を緩和しました)。

問い合わせ先

役場保健福祉課健康推進グループ
(総合ケアセンターゆくり内)
☎26-7871内線103・104

厚真地区統合簡易水道事業の再評価結果の公表

役場建設課上下水道グループ

事業の再評価

施設整備に関する公共事業の効率的な事業執行や事業実施過程の透明性・客観性の確保を図るために原則5年経過ごとに実施するものです。

厚真町においては、計画の目標年度を平成26年度としていましたが、厚幌ダムの供用開始が平成29年度に変更される見込みであることから、今後の水需要の動向等を見極め、水道施設整備に反映させ、適切な事業実施を図る必要が生じたことから、再評価を行いました。

評価の結果

平成20年7月22日、9月19日の2回にわたり開催された事業再評価委員会 (藤女子大学教授・小林三樹委員長と町民4人) で審議していただきました。

その結果、「事業計画を見直した上で継続することの評価結果は妥当」との意見をいただきました。

給水人口および給水量の結果

	現計画値	事業再評価後	差
計画給水人口	4,850人	4,100人	750人減
計画給水量	3,140 m^3 /日	3,000 m^3 /日	140 m^3 /日減

事業の投資効果分析 (費用便益比の算定)

	総費用(C)	総便益(B)	費用便益比(B/C)
事業全体	4,256,129千円	10,379,427千円	2.44 (>1)
残事業	4,139,000千円	10,379,427千円	2.51 (>1)

※総費用(C)は、水道施設整備費 (厚幌ダム負担金含む) および浄水場維持管理費

※総便益(B)は、施設整備事業 (厚幌ダム等) がない場合の洪水被害額と未給水地域の自家用井戸の運転・維持管理費
※B/Cとは、事業の妥当性を示したもので、1以上が必要です。

統合簡易水道事業とは

この事業は、町民の皆さんに安全で安定した水道水の供給を目的に、国 (厚生労働省所管) からの補助金を受けて事業を進めています。

この事業計画では、効率的な運営を行うため、2つの簡易水道事業を統合し、現在、北海道が進めている厚幌ダムに必要な水源を求め、将来の水需要に対応するために必要な施設整備を行うものです。

(主な事業内容)

浄水場 (配水処理能力 2,680 m^3 /日)
取水場 1式
配水池 1基 (有効容量 690 m^3)
配水管 新設管延長 L=47,290m

■水道事業再評価の詳細な内容については、町のホームページでご覧いただけます。なお、IT環境をお持ちでない方は、役場建設課または上厚真支所で閲覧できます。

・閲覧期間 12月15日 (月) まで (土・日・祝日を除く)
・閲覧時間 午前8時30分～午後5時30分

■問い合わせ先

役場建設課上下水道グループ
(☎27-2321内線422)

